



議長	



会派研修報告書

令和2年8月26日報告

編纂種別	議長	副議長	委員長	会派代表者	事務局長
議員研修 (委員会・会派)					
回 覧					
報告者	日本共産党会派代表 (氏名) 松田 孝枝				
標 題	第62回自治体学校・リモート				
研 修 日 時	自 令和2年8月1日(土曜日) 14時00分から 至 令和2年8月9日(日曜日) 16時00分まで リモートのため、下記日程で分散開催 8月1日14時～16時 8月2日10時～12時、14時～16時 8月8日10時～12時、14時～16時 8月9日14時～16時				
研修場所	参加議員の自宅				
主 催	第62回自治体学校実行委員会				
参 加 者	佐々木雅彦、坪井久行				
内 容					
上記のとおり管外研修を実施しましたので、下記のとおり報告します。 記					

○ 研修の目的（計画・事前の資料等）

地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。

○ 研修の行程と経費

参加費	10,000×2人	20,000
	合計	20,000円

○ 研修参加者のレポート

別紙のとおり

○ 研修報告書

別紙のとおり

○ 研修先での入手資料等

研 修 報 告 書

令和 2 年 8 月 8 日

日本共産党会派代表者
松田 孝枝 様(研修参加者)
佐々木 雅彦

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研修先名	第 6 2 回自治体学校
2. 研修の目的	地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。
3. 研修内容 (ヒヤリング内容を記載)	<p>「自治体財政の知識と応用」 立命館大学 森裕之 氏</p> <p>細かいところは横に置き、地方財政全体をとらえることが肝心だ。</p> <p>歳入は、大きく「地方税」「地方交付税」「国庫支出金」「地方債」で構成されている。臨時財政対策債は、上限設定だが、発行することで財政的には有利になる。ただし、地方交付税は、政府のさじかげんで圧縮されるため、注意が必要。</p> <p>歳出は、目的別と性質別がある。</p> <p>赤字にならないことが一番大事である。新潟市では、隠れ赤字が続き、突然歳入欠陥が表面化した。各年度の財政指標・数値とともに、経年的な歳出の分析が求められる。高岡市などでも、議会が気が付かないまま時が経過し、住民に迷惑をかけている例がある。</p> <p>財政調整基金の額に絶対的なルールはないものの、経済変動による税収の波を想定した時、財政規模の 2 割程度確保しておく、2 年かけて財源確保や支出削減にとりくむ時間的余裕ができる。</p> <p>日本の場合、制度的な改変は自治体から始まっているところが多</p>

	<p>い。今回のコロナ禍での財政的な対応なども、自治体の知恵を出して考える時期でもある。そして、政府に対して自治体財政のあり方を提言することも考えよう。</p>
<p>4. 所 感 (個人的な感想・ 本町への応用等)</p>	<p>改めての財政の基本事項であった。 ただ、コロナでの影響をいかに考え対応していくのかが、考えさせられた。</p> <p>3月議会で成立した当初予算の中には、事業の中止・縮小で不用額が発生することも考えられる。一方、急激な経済不況で税収の減収や納税猶予によるダウンも想定される。</p> <p>政府からの臨時的交付金の使い方もそうだが、どこにどの程度の配分をすることが、当面の緊急的措置と中長期的な地域経済の維持発展を展望することになるのかを、考えなければならない。</p>

研 修 報 告 書

令和2年8月8日

日本共産党会派代表者
松田 孝枝 様

(研修参加者)
佐々木 雅彦

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研修先名	第62回自治体学校
2. 研修の目的	地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。
3. 研修内容 (ヒヤリング内容を記載)	<p>「新型コロナウイルス影響にともなう国保改善」 三重短期大学 長友薫輝 氏</p> <p>コロナ対策として、傷病手当制度の創設や保険税の減免が展開されている。また、国保の都道府県単位化から2年が経過し、運営方針の見直しが予定されている。</p> <p>傷病手当金制度には、自営業者への対応を実践している自治体もある。ただ、申請をオンラインでなく窓口対応を求めている自治体もあり、問題が残っている。</p> <p>広域化では、地域の実情を反映しているのかがポイントであり、また、統一保険税化も検討される可能性が高い。</p> <p>自治体に求められるものとして、地域住民の健康権・受療権を保障すること。制裁よりも、丁寧な生活・労働実態の把握がポイントとなる。また、高すぎる保険税負担を下げることも求められる。地域住民は納税者であり、地域経済の担い手でもある。</p> <p>広島・福山市では、子どもの均等割軽減を、実態把握して議論した結果採用するなど前進している例がある。</p>
4. 所 感 (個人的な感想・)	本町でも、傷病手当金制度は、コロナ禍で国の指示があって初めて制度化された。

本町への応用等)

本来、自治体である以上、地域実態をしっかり把握・分析して、地域住民の暮らしを支え・健康な生活、言い換えれば、病気やけがをしたときに、保険税や窓口負担のことを心配せず、安心して医療機関を利用できる制度をめざすのが地方自治体の責務でもある。

福山市のように、子育て支援を充実させるためにも、積極的な対応が求められている。

研 修 報 告 書

令和2年8月12日

日本共産党会派代表者
松田 孝枝 様

(研修参加者)
佐々木 雅彦

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研修先名	第62回自治体学校
2. 研修の目的	地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。
3. 研修内容 (ヒヤリング内容を記載)	<p>「保育」～コロナ禍から見えてきたこと～ 京都華頂大学 藤井伸生 氏</p> <p>全国認定こども園協会のアンケートでは、コロナが子どもたちの生活に大きな影響を与えていることが判明した。メディアの利用が増えた・生活が不規則になった・体力が低下した・きょうだい喧嘩が増えた・大人から離れたがらないなどである。</p> <p>ストレスを感じることも、家庭外のお遊び場がない・食事や栄養のバランスが偏りがち・他の人との対話がなくなり孤立している・配偶者が非協力的などである。</p> <p>公定価格は保障されているものの、出来高払いの延長保育量などは、減収となり、保育所運営に影響を与えている。</p> <p>テレワークは休業ではないにもかかわらず、登園自粛の対象としている自治体もあり、混乱が生じた。</p> <p>大人たちとしてまず考えることは、子どもたちの育ちの保障をするための実践・工夫である。</p> <p>学校には、サポーター的な人材が配置されることとなったが、保育所でも、給食の分散・消毒・保護者対応などで業務量が増えており、緊急的な人材確保が求められている</p> <p>根本的には、保護者の労働時間の短縮が滞在の課題でもある。</p>

	<p>物理的距離を考えた時、日本の面積基準は低すぎる。例えば、日本では2歳以上1人あたり1.98平方メートルとされているが、アメリカ・ニューヨーク州では3.25、フランス・パリでは5.5、スウェーデン・ストックホルムでは7.5とケタ違いである。施設整備も急がれる。</p>
<p>4. 所 感 (個人的な感想・本町への応用等)</p>	<p>やはり、学校に比べて福祉現場である保育の待遇は遅れている。保育に限らず、障害分野なども狭いところでの実践となっている。コロナ禍に際して、ハード面の整備とともに人材などソフト面での充実が求められている。</p> <p>子どもたちは、大人の理屈で生活していない。コロナで自宅での生活が中心となり、おもいきり走り回る・友達との触れ合いを体験するなどの経験が制約されている。感染防止対策は取りつつも、一律的な対応から脱して、次の事態に備える準備を進めるべきだと考える。</p>

研 修 報 告 書

令和 2 年 8 月 1 2 日

日本共産党会派代表者
松田 孝枝 様

(研修参加者)
佐々木 雅彦

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研修先名	第 6 2 回自治体学校
2. 研修の目的	地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。
3. 研修内容 (ヒヤリング内容を記載)	<p>「水は人権」</p> <p style="text-align: right;">ジャーナリスト 橋本淳司 氏 水道労働者 近藤夏樹 氏</p> <p>水道は、国民すべてに安全で安定的にいのちの水を届け、公衆衛生の向上を図ることを目的としている。</p> <p>コロナ禍で、水道料金を減免する自治体もあるが、水はタダではない。</p> <p>とはいえ、うがい・手洗いの励行を目的とした、料金の減免は目的に合致している。</p> <p>水道法は、憲法 2 5 条の具体化として制定された。なので、昭和年代に全国での水道敷設には、政府が補助金や有利な融資制度を準備してきた。ところが、その施設の更新期を迎えているが、「住民負担」でコストを賄うことが政府の方向として示されている。</p> <p>緊急事態でも、平時と変わらない給水を実現する必要がある。それが、人員削減などでままならない状況になりつつある。</p> <p>2 0 1 4 年に水循環基本法が全会一致で成立している。水は貴重な公共財産であり、流域単位で考える必要がある。ひいては、森林保全・治水・利水、水源の整備がポイントとなる。</p>

	<p>水道の広域化・民営化は、そのような考え方と違い、水を「商品」としてとらえているに過ぎない。いかに効率的に運営し、利用者負担を貫くかである。地域全体としての取り組みには発展しない。ヨーロッパ諸国での大失敗、浜松市に見られる民営化の動きなどに注視しつつ、公共財産として守られる必要がある。</p>
<p>4. 所 感 (個人的な感想・ 本町への応用等)</p>	<p>普段は意識せず、水が飲みたいと思えば10秒ほどで容易に手に入る水だが、その確保には多くの努力がされている。その維持管理も容易ではない。</p> <p>この間、水道専門職の採用が控えられ、事故発生時などに自治体職員でフル対応することもできなくなりつつある。民間企業に依存することは一定やむを得ない面があるが、現場を知らない職員のみになると、請負や委託発注の際にも、その内容が妥当なのかどうか検証できなくなり、いわば受注者言いなりの運営となる危険性がある。</p> <p>住民のいのちと健康を守ることと、合理的な運営維持の両面からも、直営方式の継続が求められる。</p>

研 修 報 告 書

令和 2 年 8 月 1 2 日

日本共産党会派代表者
松田 孝枝 様

(研修参加者)
佐々木 雅彦

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研修先名	第 6 2 回自治体学校
2. 研修の目的	地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。
3. 研修内容 (ヒヤリング内容を記載)	<p>「コロナショックと地域経済」 北海学園大学 大貝健二 氏</p> <p>コロナ禍は、都市型のパンデミックとなっている。 であるならば、全国一斉休校措置が必要だったか疑問が残る。 生活が便利になることは、反面リスクを負うことにもなる。世界的な流行で、グローバル・サプライチェーンが寸断された。顕著に表れたのが、生産を海外に依存していたマスクの品薄状態である。</p> <p>医療体制の脆弱さも露呈した。今でも、日本のPCR検査実施数は、10万人あたり世界で160位あたりであり、遅れている。政治の指導性欠如も一因だが、この間医療分野で政府が行ってきた、効率優先・選択と集中政策が、「したくてもできない」状況を作り出してきた。感染症病棟の激減などはその最たるものである。</p> <p>地域経済社会の持続性を今後も確保しようとする場合には、次のことがポイントとなる。 自然災害としてとらえて対応策を考えること。 自然防災・減災の発想も取り入れる。 企業経営にBCPの発想を取り入れる。</p>

	<p>中小企業に自治体として応援できることは何か考える。</p> <p>この間の集中豪雨や地震で求められた対応策が何だったか検証する。</p> <p>効率性重視で、そぎ落とされた部分を再度見直す。日常的にはお荷物とみられることが、意外と重要であることがある。</p> <p>自律的な地域経済社会を住民と共に考える。</p> <p>経済主体間の連携・自治体との連携。</p> <p>中小企業振興条例の制定と活用。</p> <p>お互い様・助け合いのシクミづくり(利他主義)</p> <p>また、コロナ禍で、地方分散が加速する可能性も見えてきた。その進展を想定して、どのような地域経済社会のあり方を模索するのもも問われている。</p>
<p>4. 所 感 (個人的な感想・本町への応用等)</p>	<p>コロナ禍は、全国的にも地域的にも経済的打撃を与えた。</p> <p>それにたいして、休業補償などの経済的支援や制度的支援を行なうことは、緊急的に求められている。</p> <p>ただ、今後の中長期的見通しの中で、たとえ大都市集中が是正されなかったとしても、地域経済を自律的なものとして発展させていく方向を考える必要がある。そのためには、行政挙げての実態把握が最低限必要である。</p> <p>また、全国的には600を超える自治体で制定されている「中小企業振興条例」も急がれる。そして、地元金融機関などとも連携して、ローカルファーストや災害対応ができる地域社会の形成が求められている。</p>

研 修 報 告 書

令和 2 年 8 月 8 日

日本共産党会派代表者
松田 孝枝 様

(研修参加者)
佐々木 雅彦

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研修先名	第 6 2 回自治体学校
2. 研修の目的	地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。
3. 研修内容 (ヒヤリング内容を記載)	<p>「地球環境の危機と地方自治」～コロナ問題とSDGs～ 大阪市立大学名誉教授 宮本憲一 氏</p> <p>コロナによるパンデミックは、環境危機でもある。特に、全国的に保健所が昭和 5 2 年の 4 6 9 か所から半減している。公共が後退し、自己責任論を中心とした新自由主義が破綻していることを物語っている。</p> <p>環境問題が世界的に注目されてきた経緯を見ると、先進国と開発途上国との対立や民間資本依存方向などがある。今後は、公共性の判定やSDGsを進めるためにも、政府のエネルギー対策を転換する必要がある。</p> <p>足元から持続可能な社会を構築していくためには、自治体の連帯による政治が求められる。</p>
4. 所 感 (個人的な感想・本町への応用等)	<p>地球環境問題の経緯を見ていると、世界規模での開発問題と経済問題が複雑に絡み合っていることが分かる。</p> <p>しかし、先進国が経験した公害問題を、途上国が経験する必要もない。先進国の教訓から、環境破壊を伴わない持続可能な開発手法が求められている。</p> <p>このことは、国対的な視点だけではなく、国内的にも同様のこと</p>

が言える。四日市をはじめとする公害問題の教訓から、わがまちの開発視点をしっかりとみすえて臨む必要がある。

また、同時に、新自由主義的な経済・政治のあり方を見直し、国民・自治体の連携によるまちづくりに舵を切る必要があると考える。

研 修 報 告 書

令和2年8月8日

日本共産党会派代表者
松田 孝枝 様(研修参加者)
佐々木 雅彦

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研修先名	第62回自治体学校
2. 研修の目的	地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。
3. 研修内容 (ヒヤリング内容を記載)	<p>「第32次地制調答申がねらう自治体再編」 京都橘大学教授 岡田知弘 氏</p> <p>第32次地方制度調査会の最終答申が6月にされた。昨秋に中間報告が出され、さまざまな議論が沸き起こった。最終答申段階で発生した、コロナ禍で、日本社会の脆弱性と公共の重要性・地方自治の重要性が改めて注目されている。</p> <p>コロナ禍は、各国の政治の質を可視化した。後手に回ったアメリカ・日本の一方、ドイツのように迅速に手厚い対応をした国もある。災害としてとらえるとともに、科学的根拠に基づく対応策が求められている。</p> <p>答申では、自治体戦略2040を視野に入れ、公私連携・公民人事交流、広域連携、地方議会のあり方、個人情報情報の活用などが含まれている。</p> <p>だが、コロナ問題を十分に踏まえずの答申となっている。特に、従来のシュミレーションが役に立たなくなっていることを無視したまま、スケジュール優先でまとめてしまった。今の時代には、柔軟な対応姿勢が求められている</p> <p>圏域行政の法制化が見送られたと評価されているものの、答申には残っており、今後上からの介入の余地を残している。</p>

	<p>地域未来予想や連携計画づくりの段階では、企業の関与を提案している。また、団体自治・住民自治という基本的性格を否定するような議論もされている。</p> <p>すでに、個々の自治体では、公共サービスのあり方や業務内容の改善をめぐり、「儲かる自治体」か「住民福祉向上の自治体」のどちらをめざすのかが問われ始めている。</p>
<p>4. 所 感 (個人的な感想・ 本町への応用等)</p>	<p>平成の大合併で大きな自治体を求められてきた。それでも残った小さな自治体に対して、圏域や広域連携などの自治体の骨抜きをめざすような制度が次々と提唱されてきた。</p> <p>—昨年の方ぎ議会改変の提言には、議長会なども反発したが、今回の答申では断念しきっていない感がある。</p> <p>やはり、住民の実態を具体的に把握して、その地域に合ったオリジナルな政策をつくり実行するのは、市町村である。その意味からも、大きすぎる自治体は課題が多い。</p> <p>本町のサイズは、団体自治・住民自治を実践するためには、適度なサイズでもあり、住民福祉の向上をめざして、行政も議会も善政競争を展開する必要がある。</p>



議長	
	岡本

会派研修報告書

令和2年8月26日報告

編纂種別	議長	副議長	委員長	会派代表者	事務局長
議員研修 (委員会・会派)					
回覧					
報告者	日本共産党会派代表 (氏名) 松田 孝枝				
標 題	第62回自治体学校・リモート				
研 修 日 時	自 令和2年8月1日(土曜日) 14時00分から 至 令和2年8月9日(日曜日) 16時00分まで リモートのため、下記日程で分散開催 8月1日14時～16時 8月2日10時～12時、14時～16時 8月8日10時～12時、14時～16時 8月9日14時～16時				
研修場所	参加議員の自宅				
主 催	第62回自治体学校実行委員会				
参 加 者	佐々木雅彦、坪井久行				
内 容					
上記のとおり管外研修を実施しましたので、下記のとおり報告します。 記					

○ 研修の目的（計画・事前の資料等）

地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。

○ 研修の行程と経費

参加費	10,000 × 2人	20,000
	合計	20,000円

○ 研修参加者のレポート

別紙のとおり

○ 研修報告書

別紙のとおり

○ 研修先での入手資料等

研 修 報 告 書

令和 2 年 8 月 9 日

日本共産党会派代表者
松田 孝枝 様(研修参加者)
(氏名) 坪井久行

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研修先名	第 6 2 回自治体学校
2. 研修の目的	地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民、研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。
3. 研修内容	<p>【記念講演「地球環境の危機と地方自治」】(宮本憲一氏)</p> <p>1、 地球環境の危機と SDGs (1) パンデミック(世界大流行)と新自由主義の破綻 市町村合併や公務員・専門職員の削減によって、自治体は感染症や災害に対応する力を弱められてきた。「新自由主義」で公共政策が減退した一番ひどい結果が日本ではないか。地球温暖化で 21 世紀が感染症を含め、「災害の世紀」になると予想される中、改めて基礎自治体の強化が必要だ。</p> <p>(2) SDGs は地球危機を救えるか</p> <p>2、 システム改革と地方自治運動 自民党の独裁政治が支配する中で、この政治を変えるのは容易なことではない。しかし、かつての公害反対運動は独裁政治を変える大きな力となったことを思い起こしたい。ここにヒントがある。</p> <p>3、 公害反対の市民運動誕生 公害であることを企業や自治体が隠す中で、これを暴露して、世界で初めて「隠された公害」の告発書を出版した。公害発生地の静岡県の三島・沼津で漁民・農民・市民が中心となった住民運動によって、政府の政策を変更させた。</p>

4、公害問題解決の二つの道

(1) 革新自治体；社共、総評と住民運動を背景にした革新自治体をつくった。

(2) 公害裁判（1967年から）；住民運動の中で、民主的弁護士力を借りて、世界で最も厳しい条例をつくった。

足元からSD（地蔵可能な社会）を

こうして公害闘争を通じて革新自治体をつくったが、同和問題で社共や労働運動に分裂が発生して、革新運動が後退した。今、政府側は、「強制合併」に失敗し、「圏域」行政によって、基礎自治体の弱体化を狙っている。

今後は、平和と安定した環境をつくるために、若者の奮闘に期待する。そのためにも学習が必要であり、これまでの地方自治を守るとりくみの記録をまとめたいと思っている。

【緊急報告；第32次地制調答申が狙う自治体再編】

（岡田知弘氏）

I コロナ禍で浮かび上がった日本社会の脆弱性と「公共」地方自治の重要性

II 第32次地方制度調査会答申は、現下の日本の地方自治・地域社会の要請に答えているか？

◆本答申の構成と概要

- ① 総務省「自治体戦略2040構想研究会報告」と「町村議会のあり方に関する研究会報告」の接合
- ② 答申の逐条分析 自治体戦略2040構想との関係も視野に入れて

◆論点

- ・コロナ禍問題を取り込んだと言っているが、議論せずに、付け焼刃で付加する形になっている。
- ・そもそも「自治体戦略2040構想」の枠組みは、「バックキャスト」の考え方に縛られてしまっている状況である。逆算方式の想定外である「コロナ禍」で、従来の「地域の未来予測」、各種シミュレーションが役に立たない状態になっていることを無視したまま、スケジュール優先でまとめている。
- ・「地域未来予測」や「連携計画：」づくりなどの実施過程で企業の積極的関与を提案しているが、住民の基本的な人権、「公共」の責任に対する意識の低さ、増田寛也等による団体自治・住民自治否定論など様々な問題があり、地方制度そのものが問い直されるべきである。

III 既に始まっている「自治体戦略2040構想」の先取りと「ポスト・コロナ戦略」

今後、個々の地域と自治体で、公共サービスのあり方や業務内

容の「改善」をめぐる、私的資本にとって「儲かる自治体づくり」か、住民の福祉の向上かをめぐる対立が表面化する可能性が高い。

IV コロナ禍で浮かび上がった対抗軸と展望

地方制度改革をめぐる憲法を基軸にした新たな対立軸が鮮明になった。本来あるべき地方自治体の像や新たな地域経済社会のあり方も見えてきた。住民の命と暮らしを守るため社会運動の構築を。

【2日分科会；コロナ禍で地域医療は大丈夫か】

(長友薫輝氏)

コロナ禍における経済対策とは、感染が拡大し医療提供体制において病床や人員が不足するという事態にならないよう、医療対策を中心にとることだ。医療か経済か、という二項でとらえると、問題を見失うことになる。

医療崩壊のリスクを回避するには、短期的に、そして中・長期的にどのように問題をとらえるべきか、ともに考えたい。

I なぜ424病院の名指しリストが公表されたのか？

厚労省は、「再編統合について特に議論が必要」として、リスト公表で、病院の統廃合やダウンサイジング、機能分化等を「強制ではない」とするものの、経済財政諮問会議や「骨太方針」による要請に従属したもの。地方自治体や地方議会の存在を軽視（無視）し、国による方針の徹底を図るものである。

II 地域医療構想は病床削減にとどまらない。

地域医療構想と「必要病床数」は、「医師需給推計」「看護師需給推計」に連動している。つまり、病床数削減にとどまらない重大な影響を及ぼす。そもそも医師数が絶対的に不足していることを認めていないのが本質。

III 病院は地域経済、地域の雇用の拠点

地域包括ケアシステムを構築するためには病院が必要。在宅医療・介護の充実を図る上では欠かせない。地域医療構想は、地域住民の健康権、受療権を保障するために、まちづくりの計画に位置付けて住民参加で地域で考えてつくっていくべきもの。

IV 新型コロナウイルス感染症対策から

地域保健法の全面施行(1997年)以降、保健所数の削減など保健所機能の低下。主に感染症病床を担っているのは公立・公的病院だが、1980年代から続く公的医療費抑制政策の結果、感染症病床は激減。コロナ対策としても、地域医療構想の推進を中断し、対応する必要性が浮上している。

【補助レポート「コロナで改めて明らかになった医療提供体制を

めぐる問題】(京都医療連書記次長・塩見正氏)

諸外国に比べて圧倒的に少ないPCR検査数、全く足りない感染症病床、少なすぎる医師数と看護師数。

再び広がるコロナ第2波への対応として、①患者受け入れ体制確保に向けた医療への支援強化を②感染抑制のための検査・隔離・追跡の強化を。

【8日分科会『全世代型社会保障』は何を狙うか】

(芝田英昭氏)

国民が、新型コロナ感染に恐々としている最中、5月29日には、実質的に生涯年金額が減額される『年金改革法』を、6月5日には、自己責任・互助を基本とした地域共生社会の実現を強調する『社会福祉法等改正法』を成立させた。国は、まさに災害等の困難に乗じて国民生活の根幹をなくす法や制度を改悪する『ショックドクトリン』を強行したが、筆者は、きわめて許しがたい蛮行だと怒りを感じる。

1、全世代型社会保障転換の真の狙いは

社会保障財源の調達は、労働者や国民一般だけが社会保障財源を支えるとの方向性を示し、社会保障における企業責任は何ら問うていない。

2、社会保障財源国際比較から見えてくるもの、それは「企業責任を問うべき」ということ。

3、全世代型社会保障検討会議『中間報告』に示された社会保障改革の中身

基本的スタンスは「給付は高齢者中心、負担は現役世代中心」というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代が公平に支え合う『全世代型社会保障』への改革を進める」であり、全世代に満遍なく負担を課す、特に高齢者をそのターゲットにしている。

4、社会福祉法等改正法(2020年6月5日成立)から見えてくる自治体の役割変容

社会福祉を「地域福祉」と言い換えて住民の相互扶助に改変。国・自治体は、サービス供給主体ではなく、あくまでも「支援・援助」主体に矮小化する方向性。

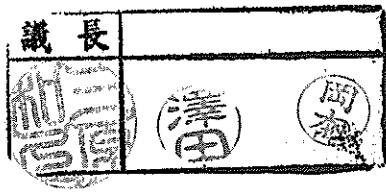
4. 所感
(個人的な感想・
本町への応用等)

全体を通して、コロナ禍により、利重追求のための「新自由主義」や「乱開発」の問題が顕在し、社会福祉を住民の相互扶助に変質させ、国や自治体の責任を後退させる「全世代型社会保障」の問題をもあらわにした。コロナ問題を通じて、人類は、国民を主人公にした新しい社会・政治の姿を明らかにしたと言えるだろう。私たちは、地方自治においても、住民の視点から、医療や介護、福祉や

	教育のあり方を問い、具体的に改善することに努めたい。コロナは私たちにそのことを鋭く問いかけている。
--	---



別紙様式3 (会派研修用)



会派研修報告書

令和3年2月15日報告

編纂種別	議長	副議長	委員長	会派代表者	事務局長
議員研修 (委員会・会派)					
回 覧					
報 告 者	日本共産党会派代表者 (氏名) 松田 孝枝				
標 題	第41回議員の学校研修について				
研 修 日 時	自 令和3年2月1日(月曜日)午後1時00分から 至 令和3年2月2日(火曜日)午後2時50分まで				
研 修 場 所	自宅(リモート研修)				
主 催	NPO 法人多摩住民自治研究所				
参 加 者	坪井 久行				
内 容					
<p>上記のとおり管外研修を実施しましたので、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>○ 研修の目的(計画・事前の資料等)</p> <p>地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。</p> <p>○ 研修参加者のレポート</p> <p>別紙の通り</p> <p>○ 研修報告書(入手資料等)</p> <p>別紙の通り</p>					

研修報告書

令和3年2月15日

日本共産党会派代表者 松田 孝枝 様

(研修参加者)

(氏名) 坪井 久行

下記のとおり、研修に参加しましたので報告します。

記

1. 研修先名	NPO 法人多摩住民自治研究所主催の「第41回議員の学校」
2. 研修の目的	地方自治体における各分野の先進事例を知るとともに、地方議員・市民・研究者の実践や研究成果を学び、今後の議会活動に生かす。
3. 研修内容	<p>特別企画① (講師；森裕之 立命館大学教授)</p> <p>(1) 財政講座</p> <p>1 自治体の歳入</p> <p>《R3年度地方財政対策》</p> <p>① 一般財源総額の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・コロナの影響により地方税等が大幅な減収となる中で、実質前年度を0.2兆円上回る62兆円を確保。・地方交付税総額は、前年度を0.9兆円上回る17.4兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の増加額を可能な限り抑制。 <p>② 地域デジタル社会推進費(仮称)の計上0.2兆円(R3・4)</p> <p>③ 防災・減災、国土強靱化の推進 5年間延長</p> <ul style="list-style-type: none">・保健所の恒常的な人員体制強化 現行1,800名⇒R3年2250名⇒R4年2700名・緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長 対前年度比1,000億円増=4,000億円、5年延長・防災重点農業用ため池等の防災対策の強化等・地方回帰支援の推進<ol style="list-style-type: none">1. 地域起こし協力隊の取り組み強化2. 地域プロジェクトマネージャーの創設・まち・ひと・しごと創生事業費の確保 1兆円・地域社会再生事業費の確保 4,200億円・社会保障の充実及び人づくり革命等 <p>2 地方財政制度と基本的な仕組み</p> <p>[財政の見方]仕組みの基本さえ理解すれば、財政の動きや状</p>

態はつかむことができる。財政も基本的な構造は「家計」と同じである。自治体のお金の流れも、収入(歳入)、支出(歳出)、黒字、赤字、預貯金(基金または積立金残高)、借金(地方債)からなる。財政特有の用語や制度は、その本質をつかめば難しくない。

[地方財政の仕組み]家計と基本的に同じ。％は H30 年度。

《家計では》

- ・ 地方税(標準的支出) 40.2% 給料(食費、教育費等)
- ・ 地方交付税、地方譲与税、
地方特例交付金(国税から) (支出は同上)
- (標準分) 19.1%
- ・ 国庫支出金(特定分) 14.6% 両親からの仕送り(補助費用費) (大学生の留学費用)
- ・ 地方債(建設費) 10.4% 借金 (住宅改修費用)
- ・ その他 15.7%

[一般財源と特定財源]

□ 一般財源(自治体が自分で用途を決定できる財源。地方税、地方交付税等); 財政当局の最大の関心(財政部局はほとんど一般財源だけを見ている)

*なぜ一般財源が重要か?

- ・ 自治体が自分たちの望む施策を実行するためのお金として活用できる。
- ・ 一般財源がなければ、特定財源(国庫支出金、地方債等)を受けることができない。
- ・ 自治体にとっては、自分たちの財布のお金である。

□ 特定財源(用途が限定されている財源。国庫支出金、地方債等) [地方税] (共同事務のための自主財源)

[地方税の区分]

□ 普通税と目的税

- ・ 普通税…用途が特定されない税
- ・ 目的税…用途が限定される税

□ 法定税と法定外税

- ・ 法定税…地方税法に規定されている税
- ・ 法定外税…自治体が独自に課税する地方税

◎ 地方税のポイントはここに

- ・ 地方税によって自治体が徴収する税目と税率の大枠は

決められている。ただし、税目と税率を決めているのはあくまでも地方議会である。

・ 今後は、法定外税の創設が地方議会の検討事項にあがってくる可能性が高い。その際には、「公平性」を最高の規範として据えることが大切である。

[地方交付税と臨時財政対策債] (地方財政制度の理解の要)

◎ 地方交付税はペットボトルに注ぎ込まれるお茶に例えられる。

□ 各自治体の普通交付税の決定方法

・ 普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額
= 財源不足額

* 基準財政収入額; 地方団体の標準的な税収の 75% + 地方譲与税額

* 基準財政需要額; 各自治体が標準的な行政を行うために必要な経費のうち一般財源で賄うべき額
= 測定単位 × 単位費用 × 補正係数

◎ ポイントはこちら!!

・ 地方交付税はあくまでも国による一方的な算定に基づいて交付される (= ペットボトルの大きさは国が勝手に決める)。そのため、自治体がいかにどれだけ歳出を行っているかは交付額には影響しない(但し、公共事業等のための地方債の償還に対する交付税措置は別)

・ 臨時財政対策債は、自治体に発行可能額が示されるだけで、実際にどのぐらい発行するかは自治体が決める (= 発行しなければ、それだけ当該年度の一般財源は減少する)。臨時財政対策債は、発効の有無にかかわらず、国はすべて発行したものとして自治体に交付税措置する。臨時財政対策債をどのぐらい発行するべきかは、各自治体が住民サービスの状況をみて判断するしかない。

[国庫支出金](国から地方への補助金)

・ 国庫支出金は、一定の条件のもとに地方団体における特定の支出に充てるために国庫から地方自治体に対して支出される補助金。その役割は、①全国民への標準的な行政サービスの確保②地方財政の統制。

・ 国庫支出金の算定 = 事業費 × 補助率(2分の1が基準)

◎ ポイントはこちら!!

・ 「補助金があるから事業を行う」というのは、単に財政措

	<p>置が有利であるからというだけにすぎない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その補助事業がムダなものであれば、それに伴って支出される自治体の一般財源もムダになる（＝他の住民サービスが減少する） ・原則は、①その事業は必要であるか②その事業のための有利な補助金があるか③自治体の後年度の負担はどうなるか、を検討して決める。 <p>[地方債の仕組み]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方債とは、地方自治体が借り入れる借金のうち、返済が2年度以上にわたる長期債務。 <p>◎地方債のポイントはここだ!!</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方債の発行そのものは自治体の財政負担ではない。 ・地方債の発行による真の財政負担は、後年度に発生する元利償還金（＝公債費）である。 ・地方債の償還に対する交付税措置が行われる公共事業が近年増加している。このような公共事業は財政上有利なのは確かだが、その事業がムダであれば、それに伴う自治体の本来の一般財源による支出もムダになる。（＝住民サービスが減少する） ・さらに、国による基準財政需要額の抑制が進めば、このようなムダな事業に伴う一般財源＝住民サービスへの実際の負担は一層大きくなる。 <p>[債務負担行為と一時借入金]（見えにくい自治体の借金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為とは、数年間にわたって発生する予定の金額をあらかじめ記しておくもの。将来の財政支出を約束するもの。実際の財政支出としては、その年度に支払いが確実にになった時点で、予算として計上される。 <p>3 コロナ禍の中の国の来年度予算と自治体財政の課題（省略）</p> <p>(2) 市民が否定した「大阪都構想」と自治の将来</p> <p>【「大阪都構想」を問う2度目の住民投票（2020年11月1日）の結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賛成 49.37%、反対 50.63% ・「賛成」理由は「二重行政が解消」「大阪が発展」 ・「反対」理由は「大阪がなくなる」「メリットがわからない」「住民サービスが低下」 ・9月20日時点で、賛成 49.1%、反対 35.3%。14%近くの差。 <p>【現在の大阪都構想の二重の問題点】</p>
--	---

- ① 大阪都構想にはそもそもの制度的欠陥がある。
大阪府と対等な関係にある自立した大阪市は、大阪府(都)に権限と財源を握られた特別区という名の従属自治体になりさがる。
- ② 新型コロナ感染症の拡大と将来の見通しが立たない中で、不要不急の統治機構改革を行うことは政治的暴挙である。

【新たな大阪都構想に際しての4条件の問題点】

- ① 住民サービスを低下させない
⇒特別区の財政制度上からみて低下していく可能性が大きい。
現在は、住民の住民税・固定資産税等は直接大阪市へ。
しかし、将来は、住民税は大阪府に上納され、その後、財政調整交付金として、各特別区に交付される。(その際、その交付金は毎年、大阪府が決めるので、財政需要が拡大しても、減額の可能性がある。その結果、福祉・教育・まちづくりの予算が削減されるだろう)
- ② 特別区設置コストを最小限にする。
⇒その代償として、いびつな庁舎体制となる。
- ③ 現行の区役所の窓口機能を維持する。
⇒その代償として、自治体運営が複雑化する。さらに、財政的負担も大きい。
- ④ 全特別区に児童相談所を設置する
⇒現行の大阪市でも実施はできる。

【「二重行政」に対する見解】

- ・もともと「二重行政」などほとんど存在しなかった。
- ・二重行政改革の効果額は4千万円程度。
だが、イニシャルコストは現時点で約240億円、ランニングコストは約30億円。
- ・よって、4千万円のために270億円もかけるのか、という話!!

【大阪市がなくなることによって周辺都市は栄えるか】

- ・万が一、大阪市の金が周辺自治体に流れてくるようになれば、周辺自治体(関西)は減ぶ。

【今回の住民投票の教訓は】

・市民活動としての反対運動が広範に展開したことであり、それが多くの大阪市民の共感を呼び、最終的に多数を占めることにつながった。

・宮本憲一先生からのメッセージ；「歴史的に形成されてきた大阪市を二度と再生できなくなるような住民投票にかけるのは、歴史を否定するような暴力です。市民には、ニューヨーク市やロンドン

市をなくすような国際的な屈辱的事件だということもわかってほしいと思います」

特別企画②（講師；池上洋通 NPO 法人多摩住民自治研究所長）

「自助・共助・公助」路線と地方自治体の政策

【問題提起】菅政権があらためて「自助・共助・公助」を掲げている。しかし、「個人的旅行」を助ける「GOTO」へは1兆6794億円という巨費を計上した。その一方で、コロナ禍の下で「75歳以上の高齢者医療費負担率の倍加」が検討され、生活保護世帯が全国的に増大しているのに、生活保護制度の「見直し」を議論している。地方自治体の第一の任務は、公的な政策で住民個人の生活を守ることである。菅政権の「自助・共助・公助」路線を憲法原則から問い、地方自治体の政策を現場から展望する。

・【はじめに】菅首相の発言とその思想

「自分でできることは、まず自分でやる。自分でできなくなったら、まずは家族とか地域で支えてもらう。そしてそれでもダメであれば、それは必ず国が責任をもって守ってくれる。そうした信頼のある国づくりというものを、行っていきたいと思います」

【1. 憲法が掲げる人権と公務にかかわる根本原理とは】

・第13条「個人の尊重、生命・自由・幸福追求[自己実現]の権利の国政における最大の尊重

・第14条「法の下での平等」

・第15条「公務員の選定・罷免権、全体の奉仕者性、普通選挙と秘密投票の保障」

・第25条「国民の生存権、国の生存権保障義務（基本的生存権）

・第26条「教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償（教育基本権）

・第99条「憲法尊重擁護の義務

【2. 「自助・共助・公助」の意味と社会保障制度の流れ】

① 現在の社会保障制度は、戦後の復興期を経て、高度成長期であった1960～70年代に骨格が築かれた。（第2次大戦とその後の東西対立は、社会主義拡大への対抗策としての社会保障充実に圧力をかけ、先進国の社会保障の潮流に重大な変化が現れた。

i) 負担能力が低い非保険者や財政力が低水準の保険者への財政補助、給付改善に要する財源の調達などを通じ、財政への依存が拡大。

ii) 社会保険の管理・財務における国家責任の拡大)

- ◇1945～昭和 20 年代 戦後の混乱・生活困窮者の緊急支援
戦後の緊急援護（いわゆる救貧）
日本国憲法制定、生活保護法・児童福祉法・医療法・身体障害者福祉法等の制定
- ◇1955 年～昭和 30・40 年代 高度経済成長・生活水準の向上
国民皆保険・皆年金と社会保障制度の発展（いわゆる「救貧」から「防貧」へ）
国民健康法改正（国民皆保険）、国民年金法制定（国民皆年金）、老人福祉法制定
* 1973 年福祉元年
 - ・老人福祉法改正（老人医療費無料化）
 - ・健康保険法改正（家族 7 割給付、高額療養費）
 - ・年金制度改正（給付水準引き上げ、物価・賃金スライドの導入）
- ② 社会保障制度の改悪へ
- ◆ 1975～昭和 50・60 年代 高度経済成長の終焉・行財政改革
安定成長への移行と社会保障制度の見直し
 - ・1982 老人保健法制定（一部負担の導入等）
健康保険法等改正（本人 9 割給付、退職者医療制度）
年金制度改正（基礎年金導入、給付水準適正化等）
- ◆ 1989～平成以降 少子化問題・バブル経済崩壊と長期低迷
少子高齢社会に対応した社会保障制度の構造改革
 - ・1989 ゴールドプラン策定
 - ・1990 老人福祉法等福祉 8 法の改正（在宅福祉サービスの推進、福祉サービスの市町村への一元化）
 - ・1994 エンゼルプラン、新ゴールドプラン策定
年金制度改正（厚生年金の定額部分の支給開始年齢引き上げ等）
 - ★1995 阪神・淡路大震災
 - ・1997 介護保険法制定
 - ・1999 新エンゼルプラン策定
 - ・2000 介護保険開始
 - ・2003 次世代育成支援対策推進法制定
少子化社会対策基本法制定
 - ・2004 年金制度改革（世代間公平のためのマクロ経済スライドの導入等）
 - ・2005 介護保険改革（予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスの創設）

・2006 医療制度改革（医療費適正化の総合的な推進等）

★2011 東日本大震災・原発事故災害

・2012 社会保障・税一体改革

「社会保障制度改革推進法」の制定（民主党政権のもとで、自公の協力で成立）

⇒第2条（基本的な考え方）

1、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。

4. 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとすること。

第5条（公的年金制度）

2、…社会保障番号制度の早期導入を行うこと
(マイナンバー制度の登場!!)

第6条（医療保険制度）

2、…国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ること。(所得格差を考慮しない一律負担、療養サービスの抑制を意味する!!)

第7条（介護保険制度）

…介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保するものとする。(つまり、サービスを抑制するということ)

第8条（少子化対策）

…待機児童に関する問題を解消するための即効性のある施策等の推進に向けて…(つまり、条件整備せずに入所させるということを意味する)

第9条（社会保障制度改革国民会議の設置）

(これが社会保障制度改革の推進本部!!)

附則 第2条（生活保護制度の見直し）

1、不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。

2、…正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置

	<p>等を検討すること。（つまり、憲法 25 条の生存権に違反!!）</p> <p><u>*わが国の社会保障は、各国と比較した場合、社会保障給付費の規模は小さい!!</u></p> <p><u>*「社会保障制度改革推進法」は違憲性あり。</u>（「救貧」から「防貧」の経験から学ぶ時ではないか）</p> <p>【さいごに】すべての住民にとっての「最後の砦」は基礎的自治体である。</p> <p>(1) 住民の誰もが「自助」ではなく、主権者＝権利の主体者として生きる</p> <p style="padding-left: 40px;">* 憲法第 12 条（自由・権利の保持義務（抵抗権）、公共の福祉原則による濫用の禁止）</p> <p>(2) 子ども・高齢者、障害者——だれもが生き生きと人生を送る権利がある。例えば、ニセコ町づくり基本条例では、</p> <p style="padding-left: 40px;">…わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」を目指します。まちづくりは、町民ひとりひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。…</p> <p>(3) コロナ禍の下で「生命の権利」を第一に掲げて進むために</p>
<p>4. 所 感 （個人的な感想・本町への応用等）</p>	<p>(1) 財政講座</p> <p>令和 3 年度地方財政対策の特徴は、コロナ対策で地方交付税が前年度比 0.2 兆円上回る 62 兆円確保、地域デジタル社会推進費 0.2 兆円確保、防災・減災と国土強靱化推進の 5 年間延長である。本町でどう具体化されるか注目する。</p> <p>また、財政論は家計と比較すると大変わかりやすいものである。これを指針に本町決算書を比較検討してみたい。</p> <p>(2) 市民が否定した「大阪都構想」と自治の将来</p> <p>「大阪都構想」を問う住民投票が 2 か月前には「賛成」が 14% 上回っていたのに、「反対」が逆転勝利したのは、わかりやすい財政論と、大阪市民による反対運動の力であった。ここに自治体運動の大きな教訓があると思った。</p> <p>(3) 「自助・共助・公助」路線と地方自治体の政策</p> <p>「自治・共助・公助」を社会保障の変質の戦後史の中でとらえ、憲法の生存権保障の観点から克服をよびかけたものであり、ニセコ町づくり基本条例の考え方と併せて、私たちの運動にとって力となる問題提起であった。</p>